

令和7年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和7年7月31日（木） 午後3時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

第4号 非農地証明について

第5号 非農地判断について

### 出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝	9番 今井 満
10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸
14番 大道 正孝	15番 竹内 誠	16番 新田 隆次	17番 石田 尚則
18番 神藤 敦美	19番 北村 正次		

### 欠席委員

### 推進委員

荒谷 博司 黒田 正純

### 事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後3時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、14番 大道委員、15番 竹内委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料1「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害共済制度について」、資料2「地区会の開催について」を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番地〇、地目は田、面積は354㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲渡人が高齢、遠方により耕作困難なため売買するもので、譲受人は、新たに米を栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：3番 谷です。譲受人は、米作りに興味をお持ちの方で、知人から申請地を紹介され大変喜んでおられました。農機具の共同利用するグループに入るなどやる気満々です。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計233㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で遠方に居住し、耕作困難の

ため贈与するもので、譲受人は新たに、レモンを作付けするものです。なお、5条の転用計画から3条に変更する旨の始末書添付による申請です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地の手前は、以前家が建っていた様で、砂利が敷き詰められていました。少し手を入れればかんきつ栽培が出来ると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番ほか14筆、地目は田又は畑、面積は合計で10,619㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、現在、農地利用適格法人であるが、法人組織再編に伴い、農地利用適格法人の適用条件を外れることから、農業部門を継承するため創業者親族に売買するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。譲受人は80歳近くのご高齢で、これだけの農地を耕作出来るのかと心配になりましたが、〇〇〇〇〇が引続き管理をされると聞いて安心しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、音戸町畑3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計774㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢・遠方に居住し耕作困難のため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、柑橘を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、音戸町畑地区で県道から西に100m程中に入った場所です。周りも荒地ですが、少し手を入れれば耕作は十分可能と考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、音戸町有清1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計847㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難のため売買するもので、譲受人は経営規模を拡大し、オリーブを作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、先程の畑の近くです。周囲は、山林・原野化しており民家も見受けられました。栽培環境は良い場所ではないのですが、オリーブなら大丈夫だと思います。荒らされるよりは、良いのではないのでしょうか。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、倉橋町字奥迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計204㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難のため贈与するもので、譲受人は新たに、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。現地は、急傾斜地で細い階段畑が散在した地区中にあります。柵や防鳥ネットを張り丁寧な栽培をされていました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町安登西4丁目〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田、面積は合計で5、832㎡の農用地区域内農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、新規就農し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の西部地区でJR安登駅から北に2km程の場所にあります。筆数も多く、3か所に分かれています。譲渡人が高齢のため現在は、親族の方が管理されています。この後の農地法第5条許可申請の関連地で、譲渡人の自宅を含めた譲渡です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、蒲刈町宮盛字原山〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積合計は1058㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、貸与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹 内 委 員：15番 竹内です。申請地は、広島県果実連宮盛農園の近く、宮盛集落を抜け少し山側に上がった中間農道の下にあります。譲受人は地域おこし協力隊の任期中からかんきつ栽培を開始しており、今回の申請で経営規模を拡大します。農業経験もあり問題なく耕作出来ると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、蒲刈町大浦字宮田新開〇〇〇〇番、地目は畑、面積は158㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹 内 委 員：15番 竹内です。申請地は、大浦集落の中にあります。写真の左に写っているのが譲受人のご自宅です。既に野菜の栽培をされておりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、豊町久比字新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は152㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹及び野菜を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹 内 委 員：15番 竹内です。申請地は、豊町久比集落内で、道を隔て譲受人の自宅があります。野菜が栽培されておりました。引続き管理して頂けるものと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町安登西5丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は40㎡の第2種農地です。転用目的は、カーポートを設置し、駐車場として利用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。安登駅から徒歩5分程にあります。十数年前から写真のとおり駐車場として使われていました。始末書添付の事案で、今更の感はありますが、仕方ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町有清1丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計1,560㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は太陽光パネル348枚、発電容量200kWを設置して使用するものです。なお、再生可能エネルギー発電事業計画は認定済みで、中国電力ネットワーク株式会社との系統連結に係る契約も成立しております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、旧奥の内小学校の南側、県道から100m程入った辺りで、元は水田地区でした。排水対策と民家も多くあることから、乱反射が心配な旨を伝えたところ、地元説明会を開き出来る対策は、講じるとの事でした。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町安登西3丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は316㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接宅地の庭として利用するものため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。先程の農地法第3条許可に付随する申請です。庭敷として使われるそうです。周りに田や畑は無く、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,356㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル158枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町中心部から車で15分程北東に進んだ田園地帯です。近年、太陽光発電設備申請が多く出される地区でもあります。昨年までは、耕作されていましたが、譲渡人が体調を壊され耕作出来なくなりました。周りは放任され山林・原野で人家は見当たりません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が2件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が4件ございましたので、報告します。続きまして、耕作者が、農地の保全又は利用の増進のため道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は、農地法の規定による転用許可は不要ですが、農地法施行規則第29号第1号の規定による届出を求めており、報告事項第3号について、農業用資材置場と農業機械通路・進入路の届出が1件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第4号の非農地証明申請について8件を証明し、報告事項第5号の非農地判断について198件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

事 務 局：「農業委員等の公務災害補償制度について」説明。

議 長：今までをとおして、何かご意見・質問ありますか。

議 長：今月出席した会議について報告します。7月4日は、呉市役所で有害鳥獣対策会議、7月16日は、オリーブ振興会議総会、7月18日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和7年第8回総会は、8月29日 金曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和7年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。  
本日のご審議，ありがとうございました。

(午後3時30分)

以上は，令和7年第7回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長 .....

呉市農業委員会 委 員 .....

呉市農業委員会 委 員 .....